

令和7年4月8日

高等部専攻科 生徒・保証人の皆様

気象警報発令等の扱いについて（お知らせ）

日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。本校では、気象警報が発令された場合、幼児・児童・生徒の登下校での危険を避けるために、次のように対応することにしておりますのでご確認ください。（自宅待機・臨時休業となる基準は令和6年度から変更はありませんが、記載内容が一部変更されています。）

■午前7時の時点で、次の気象警報が発令されている場合は自宅で待機して下さい。

- ①大阪市に特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）、警報（暴風・大雪・暴風雪・大雨・洪水）のいずれかが発令されている場合
- ②大阪市・東大阪市以北の市町（下記「対象となる地域」を参照）において、大阪市を除く地域に特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）、警報（暴風・大雪・暴風雪）のいずれかが発令されている場合（大雨警報・洪水警報のみの場合は含まれません）

■自宅待機後、午前9時の時点で、

上記①・②のいずれかに該当している場合は臨時休業とします。

上記①・②が解除された場合、4時間目から授業を実施します。

（この場合、登校の通学バスは3時間遅れで運行します。また、給食は実施しません。）

【備考】

- ・学校ホームページ・マチコミメールで臨時休業等についての情報をお知らせします。
- ・「大阪市を除く市町村にお住まいで、居住地域に大雨・洪水警報が発令されている」「①・②には該当しないものの雨風が強い」などで登校が困難な場合は、学校へ電話連絡してください。教員が状況を聞き取り、指示します。（時間帯によっては電話対応ができないため、学校連絡システムに情報を登録してください。）教員の指示により登校を見合せた場合、出席できなかった授業は「出席」として取り扱います。
- ・マチコミメールへの登録方法・学校連絡システムについては、別途ご案内いたします。

※対象となる地域（本校幼稚部から高等部本科までの校区です）

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市